

令和2年度  
定期監査等結果報告書

支所  
生活環境部

いわき市監査委員



いわき市議会議長 大 峯 英 之 様  
い わ き 市 長 清 水 敏 男 様

いわき市監査委員 小 野 益 生  
同 佐 藤 博  
同 蛭 田 源 治  
同 上 壁 充

## 定期監査等の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査をいわき市監査基準に基づき実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

### 1 監査の対象

- (1) 支所
- (2) 生活環境部

### 2 監査実施期間

- (1) 支所（令和2年11月24日から令和3年3月18日まで）
- (2) 生活環境部（令和2年12月18日から令和3年3月18日まで）

### 3 監査の範囲

支所にあつては令和2年4月1日から同年9月30日までに、生活環境部にあつては令和2年4月1日から同年10月31日までに、執行された財務に関する事務等について、次の項目が適正かつ効率的に行われているかを監査した。

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 財産管理事務
- (6) その他

### 4 監査の対象のリスク

監査業務を効率的かつ効果的に実施するため、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を評価した上で、本市においてリスクが高いと評価される事務を選定して監査した。

- (1) 随意契約に関する事務
- (2) 補助金に関する事務
- (3) 現金（郵便切手等を含む）の保管に関する事務
- (4) 収納に関する事務
- (5) 他自治体において、リスクが顕在化した事例等
- (6) 前回指摘した事項
- (7) その他

## 5 監査の方法

### (1) 支所

現地に赴き、あらかじめ提出を求めた資料により、各支所長等から事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

### (2) 生活環境部

部長以下関係職員の出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料により、事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

## 6 監査の結果

監査対象部局ごとに、次に掲げるとおり。

# 支所

## <監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で留意又は改善を促した。

## <是正改善を要する事項>

### 1 収入事務（その1）

土地境界に関する調査証明手数料に係る収入事務において、手数料の算出に誤りのある例が認められた。

(小名浜支所経済土木課)

※ 土地境界に関する調査証明手数料については、市手数料条例の規定に基づき、1境界を1件とし、1件につき250円納付することとされている。また、その件数については、境界確定事務を行う関係各部で策定された境界確定事務取扱要領に基づき算出することとされており、同要領では1境界とは1筆と1筆の土地の境であることを基本とした取扱いとなっている。

令和2年6月26日に手数料を徴収した小名浜地区の市道に係る境界確定事務においては、4境界を調査し4件分として1,000円と算出しなければならないところを3件分として750円と算出していた。

### いわき市手数料条例

(手数料の額等)

第2条 手数料の種類及び額は、別表のとおりとする。

別表（第2条関係）

種類	手数料の額 (1件につき)	件数区分
公租に関する証明	円 250	1年度、1税目に関する事項を1件とする。
土地、家屋、償却資産に関する証明	250	土地については、3筆までを1件とし、家屋については、家屋番号1号（未表示家屋については1棟）を1件とし、償却資産については、1物件を1件とし、1筆、1号、1物件を増すごとに50円を加えた額とする。
<u>土地境界に関する調査証明</u>	<u>250</u>	<u>1境界を1件とする。</u>
消防に関する証明	250	1通を1件とする。

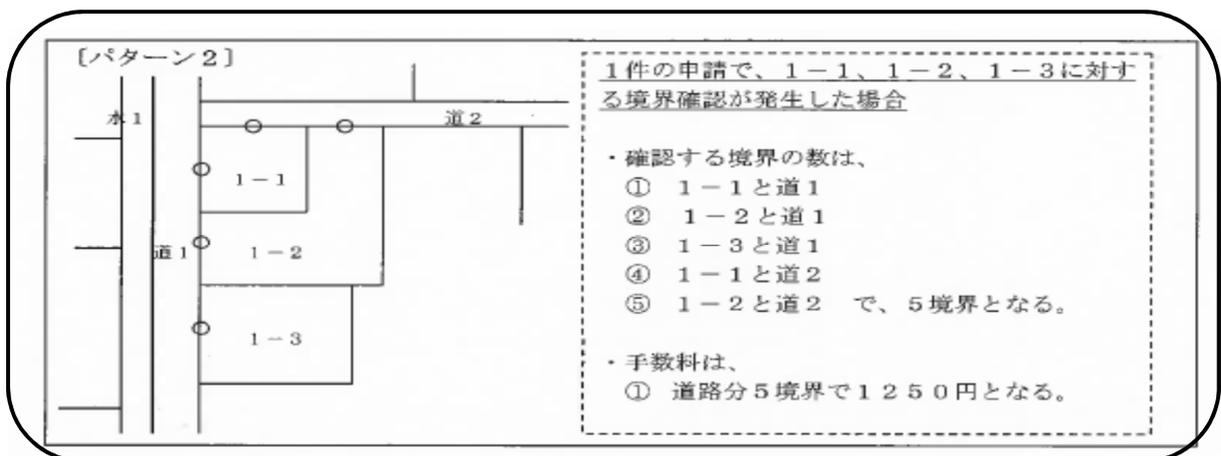
その他の証明	250	1通を1件とする。
固定資産課税台帳、土地名寄帳、家屋名寄帳又は地籍図の閲覧	250	1枚を1件とする。ただし、地籍図については、1字を1件とする。
その他の公簿、公文書又は図面の閲覧	250	1種類1回を1件とする。

## 境界確定事務取扱要領

### 【手数料の額について】

- ・ いわき市手数料条例第2条の別表、「土地境界に関する調査証明」により、1境界を1件とし、1件につき250円と徴収する。
- ・ 1境界とは、1筆と1筆の土地の境であることから、次の事例を参考に境界数を定めるものとする。
- ・ 公共用財産が1筆であっても、管理者が異なる場合は、別な筆として取扱いものとする。
- ・ (略)

### ○ 境界件数の取扱い例（抜粋）



## 2 収入事務（その2）

行政財産の附帯設備使用に伴う収入事務において、私用電話料等の算出に誤りのある例が認められた。

(小名浜支所市民課)

※ 行政財産使用許可に伴う電話料金の実費負担金については、「行政財産の使用許可における事務取扱いについて（平成25年10月25日付財政部長通知）」の規定により、子メーターがない場合として算出しているが、算出の基礎となる使用許可部分を含む施設の面積を誤って適用していた。【類例1件あり】

### いわき市財務規則

(光熱水費等の負担)

第246条 財産管理者は、行政財産の使用許可を受けて当該財産を使用する者をして、当該財産に附帯する電話、電気、ガス及び水道等の諸設備の使用に必要な経費を負担させなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、免除することができる。

### 行政財産の使用許可における事務取扱いについて（平成25年10月25日財政部長通知）

#### 2 徴収の方法

##### (1) 電気代

① (略)

② 子メーターがない場合

$$\text{使用許可部分を含む施設に係る請求金額} \times \frac{\text{使用許可部分の面積}}{\text{使用許可部分を含む施設の面積}}$$

(2) (略)

(3) 電話代、水道代、ガス代等

原則として、使用者が自ら事業者と契約し、負担することとする。

これによることができない場合は、2-(1)の電気代の算式によるものとする。

### 3 契約事務（その1）

契約事務において、設計書の決定に係る専決がなされていない例が認められた。

（三和支所、川前支所）

#### 【事例1】 三和支所

※ 上三坂古事又地内水路補修業務委託の契約事務においては、その設計額が1,000万円未満であることから、設計書の決定について支所長の専決事項となっているが、専決がなされていなかった。

#### 【事例2】 川前支所

※ 下桶売久保田地内用水路土砂撤去業務委託の契約事務においては、その設計額が1,000万円未満であることから、設計書の決定について支所長の専決事項となっているが、専決がなされていなかった。

### いわき市職務権限規程

（権限行使の区分）

第32条 各職位は、共通事務、財務事務及び分掌事務の専決については、次項及び別表第2から別表第5までに定めるところにより行う。

2～3 （略）

別表第2（第32条関係）（抜粋）

#### 共通専決事項

#### 2 財務事項

(6) 委託関係（工事に係るものを除く。）

項目	副市長	本庁機関		出先機関
		部長	課長	小名浜支所、勿来支所、常磐支所及び四倉支所以外の支所 支所長
1 入札又は見積の執行の決定	設計額が2,500万円以上5,000万円未満	設計額が1,000万円以上2,500万円未満	設計額が1,000万円未満	設計額が1,000万円未満
2 <u>設計書の決定</u>		設計額が1,000万円以上	設計額が1,000万円未満	設計額が <u>1,000万円未満</u>
3 予定価格及び最低制限価格の決定				

備考

1 この表中「部長」とは、部長、危機管理監、会計管理者、文化スポーツ室長、観光交流室長、生活排水対策室長、公営競技事務所長、いわき芸術文化交流館長、保健所長、消防長及び議会事務局長をいう。

## 4 契約事務（その2）

契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。

（常磐支所経済土木課、田人支所、川前支所）

※ 常磐支所経済土木課における普通財産の貸付に係る契約事務について、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定による「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が『契約等の相手方が排除措置対象者であること』又は『公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること』のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置」が講じられていなかった。【類例3件あり】

なお、田人支所、川前支所においても、同様の例が認められた。

### いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 契約等 次に掲げる契約又は指定をいう。

ア 建設工事又は製造の請負に係る契約

イ 測量又は設計に係る委託契約

ウ 工事用原材料の購入に係る契約

エ 役務の提供に係る委託契約

オ 物品の購入、借入れ若しくは売払い又は修繕に係る契約

カ 公有財産の売払い又は貸付けに係る契約

キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定

(2)～(7) (略)

（契約等からの暴力団等の排除）

第3条 その者又はその役員等が次の各号のいずれかに該当する者として警察等関係機関が確認した契約等の相手方については、次条から第7条までに定めるところにより、市の契約等から排除するための措置を講ずるものとする。

(1) 暴力団等と認められる者

(2) 暴力団等に対する資金の供給、便宜の供与等を行い、暴力団等の維持運営を図るために協力し、又は関与していると認められる者

(3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用していると認められる者

（契約からの排除措置）

第4条 一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する者に必要な資格について、前条の規定により市の契約等から排除する措置の対象となる者（以下「排除措置対象者」という。）に該当しないことを要件とするものとする。

2 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、その所有する不動産を購入する必要がある等やむを得ない事由がある場合を除き、排除措置対象者と契約を締結しないようにするものとする。

3 契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置をとるものとする。

(1) 契約等の相手方が排除措置対象者であること。

- (2) 公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること。

#### 契約等からの暴力団等の排除について（財政部契約課策定）

（抜粋）

##### 5 入札・契約時の事務処理について

今後において、各部署で入札・契約事務等を行う場合には、仕様説明又は仕様等資料配布時に、排除措置の対象となる者については入札等に参加できないことを明示（※1）し、また、契約締結の際には、契約期間中において相手方が暴力団等であることが判明した際の契約解除条項を契約書に記載（※2）するようにしてください。

※1 入札参加排除規定の文言等については、「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」又は「いわき市物品購入等に係る指名競争入札への参加資格、指名の基準等に関する要綱」の改正後の規定等を参考にしてください。

※2 契約解除条項の規定文言等については、「いわき市工事請負契約約款」又は「いわき市物件供給契約約款」の改正後の規定等を参考にしてください。

## 5 財産管理事務（その1）

郵便切手等の管理に関する事務について、会計別に整理されていない例が認められた。  
(勿来支所経済土木課、川前支所)

### 【事例1】 勿来支所経済土木課

※ 郵便切手等については、市財務規則第268条の規定に基づき会計別に整理しなければならないが、監査実施時点（令和3年1月7日）において、一般会計及び川部財産区特別会計の郵便切手等の受払いについて同一の郵便切手等管理簿により整理されていた。

### 【事例2】 川前支所

※ 郵便切手等については、市財務規則第268条の規定に基づき会計別に整理しなければならないが、監査実施時点（令和2年11月27日）において、一般会計及び川前財産区特別会計の郵便切手等の受払いについて同一の郵便切手等管理簿により整理されていた。

## いわき市財務規則

(整理の原則)

第268条 物品は、会計別に現にその出納を行った日の属する年度により、整理しなければならない。

## いわき市文書等管理規程

(発送)

第48条 (略)

2～3 (略)

4 郵便切手又は料額印面の付いた郵便はがき等の受払いについては、郵便切手等管理簿（第11号様式）により、その受払いの状況を明らかにしておかなければならない。

## 6 財産管理事務（その2）

郵便切手の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が整理されていない例が認められた。

（内郷支所）

※ 郵便切手等については、市文書等管理規程第48条第4項の規定に基づき郵便切手等管理簿によりその受払いの状況を明らかにしておかなければならないが、監査実施時点（令和3年1月22日）において、郵便切手等管理簿が整理されておらず、郵便切手の現物と郵便切手等管理簿が一致していなかった。また、84円切手139枚の受払いの状況について、郵便切手等管理簿が適切に記載されていなかった。

### いわき市文書等管理規程

（発送）

第48条 （略）

2～3 （略）

4 郵便切手又は料額印面の付いた郵便はがき等の受払いについては、郵便切手等管理簿（第11号様式）により、その受払いの状況を明らかにしておかなければならない。

## 7 財産管理事務（その3）

行政財産使用許可に係る財産管理事務において、使用の申請及び許可がなされていない例が認められた。

(遠野支所)

※ 行政財産の使用許可については、市財務規則第244条の規定に基づき行政財産使用許可申請書により申請させ、行政財産使用許可書により市長の決裁を受けなければならないが、遠野支所において、行政財産使用に係る申請及び許可のないまま敷地の一部を駐車場として使用させていた。

### 地方自治法

(行政財産の管理及び処分)

第238条の4 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2～6 (略)

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8～9 (略)

### いわき市財務規則

(行政財産の使用許可基準)

第242条 行政財産は、次の各号の一に該当する場合に限り、法第238条の4第7項の規定に基づき、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

- (1) 当該行政財産を利用する者のために食堂、売店その他の厚生施設を設置するとき。
- (2) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- (3) 災害等により緊急に使用させる必要があるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めるとき。

(使用許可の手続)

第244条 財産管理者は、行政財産の使用についてその希望者から申し出を受けた場合において、第242条に該当し、やむを得ないものと認められる場合は、行政財産使用許可申請書(第170号様式)により申請させ、その申請に基づいて申請者について必要な調査を行い、行政財産使用許可書(第171号様式)により市長の決裁を受けなければならない。

## 生活環境部

### <監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で留意又は改善を促した。

### <是正改善を要する事項>

#### 1 契約事務（その1）

契約事務において、単価契約に基づく実績数量の確認が適切に行われていない例が認められた。

（北部下水道管理事務所、南部下水道管理事務所）

##### 【事例1】北部下水道管理事務所

※ 北部地区農業集落排水処理施設濃縮汚泥汲取り運搬業務委託においては、単価契約であるにも関わらず、令和2年10月1日に提出された実績集計表に記載された同年5月26日分の搬入汚泥量と、同日の「し尿中継輸送届」の積載量の合計が一致しておらず、実績数量の確認が不十分であった。

##### 【事例2】南部下水道管理事務所

※ 南部地区農業集落排水処理施設濃縮汚泥汲取り運搬業務委託においては、単価契約であるにも関わらず、令和2年10月1日に提出された実績集計表に記載された同年4月3日分の搬入汚泥量と、同日の「し尿中継輸送届」の積載量の合計が一致しておらず、実績数量の確認が不十分であった。

なお、南部地区地域汚水処理施設濃縮汚泥汲取り運搬業務委託においても、同様の例が認められた。

#### 地方自治法

（契約の履行の確保）

第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

2（略）

#### 地方自治法施行令

(監督又は検査の方法)

第167条の15 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によつて行なわなければならない。

2 地方自治法第234条の2第1項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づいて行ななければならない。

3～4 (略)

## 2 契約事務（その2）

契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。

（ごみ減量推進課）

※ 電気供給施設敷に係る普通財産貸付における契約事務について、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定による「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が『契約等の相手方が排除措置対象者であること』又は『公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること』のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置」が講じられていなかった。【類例1件あり】

### いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 契約等 次に掲げる契約又は指定をいう。

ア 建設工事又は製造の請負に係る契約

イ 測量又は設計に係る委託契約

ウ 工事用原材料の購入に係る契約

エ 役務の提供に係る委託契約

オ 物品の購入、借入れ若しくは売払い又は修繕に係る契約

カ 公有財産の売払い又は貸付けに係る契約

キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定

(2)～(7) (略)

（契約等からの暴力団等の排除）

第3条 その者又はその役員等が次の各号のいずれかに該当する者として警察等関係機関が確認した契約等の相手方については、次条から第7条までに定めるところにより、市の契約等から排除するための措置を講ずるものとする。

(1) 暴力団等と認められる者

(2) 暴力団等に対する資金の供給、便宜の供与等を行い、暴力団等の維持運営を図るために協力し、又は関与していると認められる者

(3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用していると認められる者

（契約からの排除措置）

第4条 一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する者に必要な資格について、前条の規定により市の契約等から排除する措置の対象となる者（以下「排除措置対象者」という。）に該当しないことを要件とするものとする。

2 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、その所有する不動産を購入する必要がある等やむを得ない事由がある場合を除き、排除措置対象者と契約を締結しないようにするものとする。

3 契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置をとるものとする。

(1) 契約等の相手方が排除措置対象者であること。

- (2) 公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること。

#### 契約等からの暴力団等の排除について（財政部契約課策定）

（抜粋）

##### 5 入札・契約時の事務処理について

今後において、各部署で入札・契約事務等を行う場合には、仕様説明又は仕様等資料配布時に、排除措置の対象となる者については入札等に参加できないことを明示（※1）し、また、契約締結の際には、契約期間中において相手方が暴力団等であることが判明した際の契約解除条項を契約書に記載（※2）するようにしてください。

※1 入札参加排除規定の文言等については、「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」又は「いわき市物品購入等に係る指名競争入札への参加資格、指名の基準等に関する要綱」の改正後の規定等を参考にしてください。

※2 契約解除条項の規定文言等については、「いわき市工事請負契約約款」又は「いわき市物件供給契約約款」の改正後の規定等を参考にしてください。

### 3 財産管理事務（その1）

郵便切手等の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が整理されていない例が認められた。

（リサイクルプラザクリンピーの家、北部下水道管理事務所）

#### 【事例1】リサイクルプラザクリンピーの家

※ 郵便切手等については、市文書等管理規程第48条第4項の規定に基づき郵便切手等管理簿によりその受払いの状況を明らかにしておかなければならないが、監査実施時点（令和3年1月18日）において、郵便切手等管理簿が整理されておらず、郵便切手の現物と郵便切手等管理簿が一致していなかった。

#### 【事例2】北部下水道管理事務所

※ 郵便切手等については、市文書等管理規程第48条第4項の規定に基づき郵便切手等管理簿によりその受払いの状況を明らかにしておかなければならないが、監査実施時点（令和3年1月14日）において、郵便切手等管理簿が整理されておらず、郵便切手の現物と郵便切手等管理簿が一致していなかった。

#### いわき市文書等管理規程

（発送）

第48条 （略）

2～3 （略）

4 郵便切手又は料額印面の付いた郵便はがき等の受払いについては、郵便切手等管理簿（第11号様式）により、その受払いの状況を明らかにしておかなければならない。

#### 4 財産管理事務（その2）

郵便切手等の管理に関する事務について、会計別に整理されていない例が認められた。  
(経営企画課)

※ 郵便切手等については、市財務規則第268条の規定に基づき会計別に整理しなければならないが、監査実施時点（令和3年2月4日）において、一般会計及び下水道事業会計の郵便切手等の受払いについて同一の郵便切手等管理簿により整理されていた。

##### いわき市財務規則

(整理の原則)

第268条 物品は、会計別に現にその出納を行った日の属する年度により、整理しなければならない。

##### いわき市文書等管理規程

(発送)

第48条 (略)

2～3 (略)

4 郵便切手又は料額印面の付いた郵便はがき等の受払いについては、郵便切手等管理簿（第11号様式）により、その受払いの状況を明らかにしておかなければならない。